

好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第151条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第139条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。）
- (3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。）
- (4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(適用関係)

第153条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業に対する第142条及び第143条の規定の適用については、第142条第2項第3号中「第131条第5項」とあるのは「第147条第7項」と、第143条中「第139条」とあるのは「第151条」とする。

2 第126条、第129条第3項から第5項まで、第131条、第133条、第134条、第138条、第139条及び第143条（第91条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業には適用しない。

第3節 基準該当短期入所生活介護

(定義)

第154条 この条例において「基準該当短期入所生活介護」とは、短期入所生活介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業者」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業所」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定通所介護事業所等との併設)

第155条 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所その他規則で定める事業所等（第157条において「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(利用定員等)

第156条 基準該当短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、その利用定員を20人未満とし、基準該当短期入所生活

介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

(指定通所介護事業所等との連携)

第157条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(その他の基準)

第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第127条第3項、第128条、第129条第1項及び第2項並びに第143条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第126条を除く。）中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この章において「指定短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士（他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。）」と、第129条第3項中「次に」とあるのは「次の各号（第7号及び第11号から第15号までを除く。）に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条中」とあるのは「第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替える」とする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護

(基本方針)

第159条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下この章において「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることにより、利用者の療養生活の質の向上並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第160条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」

という。)を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者

ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)

附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を

いう。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所(前2号に掲げる指定短期入所療養介護事業所を除く。)

である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第161条 指定短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(対象者)

第162条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(取扱方針)

第163条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならぬ。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画)

第164条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(診療)

第165条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。

(2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めができるよう適切な指導を行わなければならないこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるものほか行ってはならないこと。

(6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。

(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第166条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第167条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第168条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

- 3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第169条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(記録の整備)

第170条 指定短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第163条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項及び第139条から第141条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を

除く。）に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第172条 ユニット型指定短期入所療養介護（指定短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第173条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(取扱方針)

第174条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第175条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、その者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののはか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。(準用等)

第176条 第149条から第152条までの規定は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者及びユニット型指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、第151条中「次に」とあるのは、「次の各号（第2号を除く。）に」と読み替えるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業に対する第170条の規定の適用については、同条第2項第3号中「第163条第5項」とあるのは「第174条第7項」とする。

3 第159条、第163条、第167条及び第171条（第91条及び第139条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業には適用しない。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護

（基本方針）

第177条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下この章において「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第8条第11項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をすることにより、要介護状態となった場合においても、利用者が指定特定施設（特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下この章において同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節において「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条

の4に規定する養護老人ホームをいう。第198条において同じ。）が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

（従業者）

第178条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「特定施設従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 生活相談員

(2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員

(3) 機能訓練指導員

(4) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。

4 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第179条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 一時介護室（一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。次条及び第188条において同じ。）

(2) 浴室

(3) 便所

(4) 食堂

(5) 機能訓練室

(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（重要事項の説明等）

第180条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第188条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)

第181条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者による指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第182条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意を得なければならない。

(サービスの提供の記録)

第183条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(取扱方針)

第184条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 指定特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行なってはならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画)

第185条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び前項の規定により把握した課題の内容に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供するまでの留意点等を記載した特定施設サービス計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該特定施設サービス計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、特定施設サービス計画の変更に準用する。

(介護)

第186条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第187条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第28条第1号、第2号及び第6号に掲げる事項

(2) 入居定員及び居室数

(3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用

の額

- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確實に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第190条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第191条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第192条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならぬ。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第189条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

- (8) その他規則で定める書類に係る記録
(準用)

第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第32条から第36条まで、第38条、第39条、第48条、第49条、第93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 (この節の趣旨)

第194条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（第196条において「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。）により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託居宅サービス」という。）からなる指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第195条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第196条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する特定施設従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

- 3 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第197条 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第198条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設が養護老人ホームであって当該養護老人ホームに入所する場合にあっては、当該提供に関する契約）を文書により締結しなければならない。

- (1) 第200条の重要事項に関する規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容
- (4) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（第200条及び第201条において「受託居宅サービス事業所」という。）の名称
- (5) 受託居宅サービスの種類
- (6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

(受託居宅サービス)

第199条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第200条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第188条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び

利用料その他の費用の額

- (3) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (5) その他運営に関する重要な事項
(受託居宅サービスに関する委託契約)

第201条 受託居宅サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

(記録の整備)

第202条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 第199条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録
- (4) 第193条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第193条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第193条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (7) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (9) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第189条第3項に規定する結果等の記録
- (10) その他規則で定める書類に係る記録

(適用関係)

第203条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に対する第180条、第183条、第185条、第189条及び第193条の規定の適用については、第180条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第198条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第183条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第194条に規定する基本サービスをいう。第189条において同じ。）を」と、第185条第3項中「と協議」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者（第194条に規定する受託居宅サービス事業者をいう。第5項において同じ。）と協議」と、同条第5項中「との連絡」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者との連絡」と、第189条第1項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第193条中「第188条」とあるのは「第200条」と、「第136

条」とあるのは「第33条第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託居宅サービス事業所（第198条第4号に規定する受託居宅サービス事業所をいう。）の従業者」と、第136条」とする。

2 第177条から第179条（第1項を除く。）まで、第180条第1項、第186条、第188条、第192条及び第193条（第135条及び第136条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与

(基本方針)

第204条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下この節において「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第205条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下この節において「指定福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

(設備等)

第206条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

(基本的な取扱方針)

第207条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第208条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法及び利用料等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

(2) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関する点検

を行わなければならないこと。

(3) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(4) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。

(5) 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、隨時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(福祉用具貸与計画)

第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、利用者に第218条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第222条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、福祉用具貸与計画の変更に準用する。

(運営規程)

第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

(1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項

(2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

(3) その他運営に関する重要な事項

(福祉用具の取扱種目)

第211条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。